電気通信大学大学院情報システム学研究科教務委員会規程

平成 5年 6月10日 改正 平成16年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成27年10月28日 平成30年 3月30日

- 第1条 電気通信大学大学院情報システム学研究科(以下「研究科」という。)に、研究 科の教育に関する事項を審議するため、大学院情報システム学研究科教務委員会(以下 「委員会」という。)を置く。
- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 教育課程の編成及び改善に関すること。
 - (2) 教育課程について、専攻の連絡調整に関すること。
 - (3) 授業及び研究指導に関すること。
 - (4) 学生の身分に関すること。
 - (5) 特別聴講学生、特別研究学生及び短期海外交流学生に関すること。
 - (6) その他教務に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、各専攻の専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者各2人をもって組織する。

(任期)

- 第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選による。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。 (会議の開催)
- 第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。 (事務)
- 第8条 委員会の事務は、学務部教務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成5年6月10日から施行する。
- 2 この規則の施行後、第3条の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附即

この規程は、平成27年10月28日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。